

# 許可満了日の延長を公表

東日本大震災が「特定非常災害」に指定されたことを受けて、各省は22日、対象となる特定権利益や対象者、延長後の満了日を公表した。主な有効期間の	延長は、国土交通省管轄の▽解体工事業登録▽浄化槽工事業登録、経済産業省、環境省管轄の▽第一種フロン類回収業登録▽フロン類破壊業許可▽使用済み	自動車引取業登録、フロン類回収業登録▽使用済み自動車、解体自動車の解体業許可▽解体自動車の破砕業許可、環境省管轄の▽一般廃棄物収集運搬、処	分業▽産業廃棄物収集運搬、処分業▽特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業、などは、延長期間は当面とし8月31日まで。対象地域は災害救助法が適用された市町村などに事業所がある、または当該区域で許可業を行う者となる。
--	--	---	--